

『葉隠』にみる家臣の『譜代』意識と御家の『家風』

野口, 朋隆
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/4494631>

出版情報 : 比較社会文化研究. 19, pp.137-144, 2006-03-10. 九州大学大学院比較社会文化研究科
バージョン :
権利関係 :

『葉隠』にみる家臣の『譜代』意識と御家の『家風』

ノグチ トモ タカ
野 口 朋 隆

はじめに

佐賀藩主鍋島氏は、近世初頭直茂・勝茂親子の代に主家竜造寺氏と政権交代を果たした歴史的経験を有する大名家であった。このため鍋島家では、竜造寺一門に対抗すべく、鍋島一門による側近政治や新たな分家創出などを梃子に権力体制を確立・強化していくが、その政治過程や権力構造はここでの関心ではない。本稿では、中世において肥前国佐賀郡の一国人領主から勢力を拡大した竜造寺隆信の時代に服属していった由緒を持つ佐賀藩の家臣の子孫達が、近世において自らの帰属集団としての「御家」の歴史を如何に認識していたのかということであり、換言すれば、後世における過去を見る眼、歴史認識といえる。家臣にとって主君・主家を変更したという過去は、自己の先祖の武功・戦功に直接影響することから、彼ら自身の家の歴史と密接に関連しており、家臣側にとっても、「御家」の過去・歴史を如何に位置付けるかは大きな問題であった。鍋島氏は、幕府編纂の『寛永諸家系図伝』において、肥前守護を歴任し十六世紀中頃まで肥前地方諸豪族の動向に大きな影響力を持ちつつも永禄二(一五五九)年隆信に滅ぼされた少弐氏の一族を称する一方、竜造寺とも系図を連続させた。以降鍋島家では、先祖のなかでも隆信と直茂を特別な当主として扱っていく⁽¹⁾。それでは、家臣団はどのように「御家」の歴史を認識していたのであろうか。佐賀藩士山本常朝・田代陣基によって享保期に成立したとされる『葉隠』では、結論から述べると、歴代の竜造寺氏や隆信代に付属した家臣の子孫を「譜代」家臣として位置付け、竜造寺時代を否定することなく鍋島氏との歴史的関係性を強調している。ただし、ここで注意したいのは、「御家」の過去がいかなる状況や背景から語られているかということであり、家臣にとって歴史をあらわす「譜代」という言葉もこうしたことに配慮しながら考える必要がある。すでに『葉隠』は、従来言われてきた武士道書としての側面以外に、鍋島家の歴史について述べた歴史書であることが指摘されているが⁽²⁾、こうした点から、同書の中で「御家」の歴史がどのように描かれているかを分析することで、家中が有した過去に対する意識の一端を明らかにしたい⁽³⁾。

そこで本稿では、竜造寺・鍋島両氏の政権交代が行われて以降ほぼ百年後となる十八世紀前半における鍋島家中の歴史意識について、第一章では、『葉隠』が過去を学ぶことの重要性を説く背景について、第二章では、同書における歴史意識の一表現である「譜代」について、第三章では、竜造寺時代についての歴史意識を「家風」という言葉によって表現されることの意味について「竜造寺氏鍋島氏両太祖御略伝」⁽⁴⁾という書物から考察していきたい。

(1) 「国学」を学ぶ背景

周知のように、『葉隠』の序章ともいえる「夜陰の閑談」の始まりは、「御家来としては、国学心懸くべきことなり。今時、国学目落しに相成り候」(岩波文庫本)と、鍋島家の家来が「国学」を学ぶことの重要性を説いている。ここでいう「国学」とは、鍋島家の家政や歴史、習俗などであり、より広く対象を拡げれば、旧主竜造寺家以来の歴史は勿論、慶安四(一六五二)年、勝茂が家臣中野良運・石田一鼎とともに編纂した「視聴覚知抄」、「先考三以記」といった軍法や、家中仕置・国内の仕組、幕府向き、雑務方など万事の仕組を定めた藩法「鳥ノ子御帳」(〔聞書四一八一岩波文庫本、以下、漢数字は聞書と項目の各番号を示す〕)まで含まれるだろう。こうした「国学」を学ぶことについて『葉隠』は、家臣のみならず、主君もまた同様に学ばなければならないと主張する。

殿の心入れをよく仕直し、御誤なき様に仕る人が大忠節にて候。総じて御若年の時分に、御家の様子、御先祖様御心入れなど、篤と御合点遊ばさるゝ様仕りたき事に候。御傳が大事にて候由 (一一五二)

主君の心入れを直し誤りがないようにするのが「大忠節」であり、若年時から「御家」の在り方や先祖のことを進講しておく重要性が主張されるのである。

こうした主従ともども「国学」を学ぶことの重要性を説く背景には、常朝が仕えた主君光茂やその嫡子で光茂の跡を継ぎ藩主となった綱茂、さらに光茂代に加判家老にまで出世した相良求馬及真や綱茂の乳兄弟であり同人代に年寄役となった坂部又右衛門正久などの出頭人が行う「新儀」

に対する批判があった。「御出生候へば若殿々々とひようすかし立て候に付て御苦労なさる事これ無く、国学御存じなく、我儘のすきの事ばかりにて、御家職方大方に候故、近年新儀多く、手薄く相成り申す事に候。斯様の時節に、小利口なる者共が、何の味も知らず、智慧自慢をして新儀を工み出し、殿の御気に入、出頭して悉く仕くさらかし申し候。まづ申さば、御三人の不熟・着座作り・他方者抱へ・手明鐘頭組替・屋敷替・御親類並家老作り・御ひがし解き除け・御控帳仕替・獨礼作り・西御屋敷取立・足輕組まぜちらかし・御道具仕舞物・西御屋敷解き崩しなど、皆御代初めに何事がなと新儀工みの仕そこなひにて候。さりながら御先祖様御仕組手堅く候故、大本は動き申さず候」(「夜陰の閑談」と、勝茂代からの前例を無視し、従来の藩内秩序を変更していく光茂・綱茂や相良、坂部などが行う「新儀」の藩政に対して、従来からの秩序が変化してしまうのではないかという危機意識があった⁽⁵⁾)。というのも、特に常朝が述べた「新儀」のうち、とりわけ一番目にあげられた「御三人の不熟」とした分家(「支藩」)小城・蓮池・鹿島各鍋島家(三家)との不和は、鍋島家の土台そのものを揺るがしかねず、現在の秩序が変わってしまうかもしれない状況にあった。すなわち、勝茂の庶子をそれぞれの祖とする三家は、近世初頭、鍋島家の「証人」として参府した由緒を持ち、江戸では「大名」として将軍とも主従関係を持つなど、鍋島家中のなかでも他の分家とは異なる立場にあった。さらに、彼らの家臣達は、もともと本家の侍であったものが、三家の創出とともに、それぞれへ付けられたものであり、勝茂代には、直接、御目見も行ってたという。しかし、同人の孫光茂が家督相続すると、こうした本家と三家の関係に変化が生じ、身分格式の整備により、それまで勝茂が認めていた三家と幕府との関係を規制し、あくまで三家各当主を本家の家臣とした位置付け、その家臣達もまた陪臣として扱うようになった。このため、三家の各当主や家臣達は抗議の意味も含めてそれまで居住していた佐賀城下よりそれぞれの知行地へ移住してしまい両者間の亀裂は決定的となっていった(五―四六)。そこで、天和三(一六八三)年に、本家と三家、また幕府と三家それぞれの関係を規定した「三家格式」を制定することで和睦するに至っている。

このような主君や出頭人が前例を無視することでもたらされる「御家」の危機が、常朝のなかで現状に対する危機意識を培っていったといえよう。

さらに、常朝のなかには、「今時の衆」が鍋島家の「家風」を知らず「餘所の佛を尊」んでいるという現状認識もあった。彼以外、小城鍋島家の家臣安住道古も、「江戸上方往来繁く、上下共餘所風を見習ひ、肥前を見さげ申し候に付て、骨よわくなり申し候」(八―四二)と、江戸や上方との政治

的・経済的交流が活発にあるなかで、「よそ風をまね」、「肥前を見さげ」る風潮が鍋島家の侍にはあると指摘している。このようななか常朝は「剛忠様(竜造寺家兼)の御仁心・御武勇、利叟様(鍋島清久)の御善根・御信心にて、隆信様・日峰様(鍋島直茂)御出現、その御威力にて御家長久、今が世迄、無双の御家」(一―一七)と述べ、現在の鍋島家の基礎をつくったとよい竜造寺家兼、同隆信、鍋島清久、同直茂という「御家」の先祖達の歴史を知ることの重要性を説くのである。竜造寺家以来の「御家」についても、「御先祖餘に對し奉り、その風を改めざるが古き御家の銘にて候。数年改め居り候事を、今又急に古法になし候はば、又々新儀の様にこれあるべく候へば、時節を以て漸々に古法に返りたき事に候」(四―八一)と、「家風」を変えないのが「古き御家」として、その歴史性が強調されるのである。そして、こうした「古き御家」に先祖以来仕えるのが、常朝を含めた「譜代」家臣であり、『葉隠』のなかで、「譜代」家臣は如何にあるべきかということは大きな主題となっている。次に『葉隠』における「譜代」家臣について検討したい。

(2) 「新参」と「譜代」

A 「新参」家臣

『葉隠』がいうところの「譜代」について述べる前に、まず同書のなかで「譜代」と対比される家臣のタイプとしての「新参者」や「取立」の侍に対するまなざしから見てみたい。すでに小池喜明氏が指摘しているように、常朝は、「新参者」「取立」の侍に対して、極めて辛辣な視線を送っている⁽⁶⁾。

佞人に、氣力強く邪智深きものあるときは、主人をだまし込み、我が立身の才覚のみいたし候。主の気に入る筋を考へ覚えたる者は、少々にて邪の處見えぬものなり。よくよく見にくき物なればこそ権現様を弥四郎だましぬき申し候。斯様の者は、多分新参成り上りにあるものなり。譜代の大身には稀にあるなりと。(二―一―五)

常朝は、武田家の間者大賀弥四郎にだまされていた家康を例にして、主人をだまし我が身の立身出世をたくらむ佞人のほとんどが「新参成り上り」者と言っている。ここでは、「新参」という以外に「成り上り」という要素も加えられているが、常朝にとって問題なのは、加増を受けて高禄を得た「譜代」ではなく、「新参」で「成り上」った者なのである。成り上がりという点については、さらに、

仕立の奉公人、系図を仕立て、紋所を改めなどする事、早人に見透かされるものなり。先祖の事を大切に存する心入れならば、潜かに書き附けて直し置く苦なり。紋所、替名、名字、判形、手跡、その外万事目立つ事は直しか

らざるものなり。何事も済ませば済むものなり。或人へ意見、口達あり。(十一—一二)

「仕立の奉公人」=新たに「取立」てられた侍に見られる行為としての系図創作や家紋の変更を批判するなど、新参者を快く思わない態度が見て取れる。こうした新参取立の侍に対する認識については、すでに小池氏が指摘しているように、常朝以外にも、多くの「譜代」家臣達が共有するものであり、彼らは「取立」の侍に対して冷ややかな視線をおくっていた⁽⁷⁾。

具体的に常朝の批判の対象となったのは、光茂代に召し抱えられた相良求馬や綱茂代に召し抱えられた坂部、原田などの「新参者」である。彼らは、当時の佐賀藩内において、時代に即応した能力を持ち主君に気に入られ登用されていったものであるが⁽⁸⁾、その登用は、近世初頭から佐賀藩が抱えた問題に対処するためという理由があったようである。『葉隠』(三—三二)には、直茂の時代に、公儀向きのことに関して精通している家臣がいないため、稲垣権左衛門という侍を二百石で召し抱えたが、鍋島家の菩提寺である高伝寺の門前に「御譜代の者だに取らぬ知行をば稲垣が来て二百石取る」という落手が張り付けられるなど譜代層の反発にあい、結局同人に暇を出したという話がある。この逸話の事実関係については定かでないが、近世前期は未だ大坂陣や島原の乱など合戦が意識された時代であり、多くの武士が吏僚として即応していくには今少し時間が必要であったろう。佐賀藩内における人材不足については、実際、勝茂は、寛永二十一(一六四四)年七月一日付、鍋島茂綱、多久茂辰他三名に宛てた「覚」⁽⁹⁾のなかで、家中に幕府向きのことを任せられる人物が少ないとして、今後「奉公之依浅深」知行を与え、また病氣や奉公に精を入れない者を改めると述べている。また、年不詳四月十三日付、多久安順他二名に宛てた「覚」⁽¹⁰⁾で勝茂は「前々ニ相替、家中ニ召仕者出来かね候儀、如何たる事共ニ而候はん哉、何とそ仁出来候様ニ有度存候事」と、家臣に「召仕者」がいないこと、さらに家中について、談合日を定めても趣味の話ばかりしている述べており、もはや、ぼやきとも思われるほどの心情を吐露している。「新参者」が登用される背景として、これが全ての「譜代」家臣の在り方ではなかったにせよ、少なくとも勝茂は彼らの奉公・職務に対する認識の甘さを見抜いており、新たな人材を獲得していかなければ「御家」の運営ができないとする当主側の意図も考慮しなければならない。ただ、転封や加増もなかった鍋島家において、こうした「新参者」の起用が必要であった時期は、藩組織が十分に整っておらず、武士が役人的存在へと変質していく過渡期の段階である十七世紀中頃までのことで、制度が整い役職の具体的内容が定まる光茂代においては、新しい技術や知識を必要としない限り、前例に基づく

対応が可能となり、幕府関係や他藩との交渉などに関してそれほど「新参者」の知識や知恵が重要であったとは思われない。しかしながら、『葉隠』ではこうした事情には全く触れず「新参者」に対する批判が繰り返し述べられる。特に常朝は「夜陰の閑談」において「家職勤めのよき手本は、日峰様(直茂)・泰盛院様(勝茂)にて候。その時代の御被官は、皆家職を勤め申し候。上よりは御用に立つ者御探促、下よりは御用に立ちたがり、上下の志行き渡」ったと述べるなど、先ほどの勝茂の認識とは異なり、直茂・勝茂時代における主君・家臣間の在り方を極めて理想的に述べている。こうした実態とは異なり過去を理想化する点については後述する。

佐賀藩内において「新参者」がどのように認識されていたのかについて、他の事例を見てみたい。次にあげるのは、勝茂の五男で分家白石鍋島家の祖となった鍋島直弘が甥光茂へ宛てた諫言書である。年月日については不明だが、光茂が家督相続した明暦三(一六五七)年から直弘が死去する寛文元(一六六一)年の間であろう⁽¹¹⁾。

(前略)

一、御慰之儀などニ付而御隠密被遊候儀も御座候と相見へ申候、定而御譜代之者共承候而ハ不可然儀と被思召上候而、御隠密被遊ニ而も御座候ハんと奉存候、併我々曾而不承儀を他所へ申拵候様ニ承候、惣而御譜代之者ニさへ御心被置候儀を、京上方などの者ニ御心を被緩候儀、如何様之御心入ニ候哉と奉存儀ニ御座候、左様之儀共ハ何様ニ御隠密被遊候共、不残相知申物ニ御座候間、其御嗜肝要ニ奉存候事、

(後略)

「御慰之儀」とは、おそらく光茂が古今伝授を受けるまで熱中した歌道のことと思われるが、直弘は光茂に対して、「譜代」に心を許さずに京上方といった他国者に心を許すとは如何なる心入れかと詰問している。ここでの「他国者」とは、「譜代」と対比されていることや文脈からして「新参者」とほぼ同義として捉えてよい。自らの趣味のために「他国者」を寵愛する光茂に対して、直弘は「譜代」家臣との関係性を強調するのであり、一見、感情的とも思われる。しかしながら、現実の藩内政治において、家中の大勢を占める「譜代」層を無視しては、円滑な藩政運営など望むべくもない。さらに言えば、直弘は、光茂が「他国者」に心を寄せているようであれば、「譜代」層の反発は必至であり、主君としての存立すら危うくなることを危惧しているのではないだろうか。だからこそ、光茂は代始めの施政方針演説とでも言うべき「御代始条目」において、「惣家中一統して仰主人、忠義之志不忘時ハ、公儀之御用ニも相立、家連続之基也、主人よりハ家中ニ争不可加不便哉、甲冑ニ而ハ矢面ニ立、捨身命、如睦ニ而ハ苦勞を盡、殊更當家ハ、譜

代之者共ニ候へハ、中々不便ニ存候事新敷不及申事⁽¹²⁾と、戦時・平和時における奉公を「譜代」層に対して求めるにあたって、彼らに対して配慮している姿勢を打ち出さなければならなかったのである。さらに、『葉隠』には、「譜代」家臣の奉公について、次のエピソードが載せてある。

何某事数年の精勤にて、我人一廉御褒美仰せ付けらるべしと存じ居り候處、御用手紙参り、諸人前方より祝儀を述べ候。然る處、役米加増仰せ付けられ候に付て、皆人案外の儀と存じ候。然れども仰せ付の事に候故悦び申し候へば、何某以ての外貌振悪しく、「面目無き仕合せに御座候。畢竟御用に相立たざる者に候故、斯くの如きの行きがかり、是非御断り申し候て引き取り申すべし。」などと申し候を、入魂の衆色々申し宥め候て、相勤め申し候。これ偏へに奉公の覚悟これなく、唯我が身自慢の故にて候。御褒美の事は扱置き、侍を足輕に召し成され、何の科もこれなきを切腹仰せ付けられ候時、ひとしほ勇み進み候こそ、御譜代の御家来にて候。無面目などと申すは、皆私にて候。此所に篤と落ち着くべき事なり。但し曲者の一通りは別にあるべき事なり。 (一一八七)

常朝にとって、奉公とは、少なくとも表向きは主君や御家のためという「公」の観点からなされるものであり、「私」のためにする奉公は認められず、むしろ軽蔑さえされるものであった。このような「公」への観点が、「御家は我一人にて抱き留め申す」(二一七八)という極めて「大胆」で独自の発想へと広がっていくのである。

そして、こうした「新参者」批判のなか、『葉隠』では、「譜代」の重要性がことさら強調され、「又古山本神右衛門咄に、「小城御家中は、直茂公御頼み切りの衆にて候。追腹数人、その後も段々相果て、昔の衆漸く半分生き残り申し候。この半分に殿様御家中残らずとくらべ候ても、中々及ぶまじく。」と申され候由。同席にて咄なり。」(五―四六)と、常朝の父山本神右衛門の話として、直茂の傍侍の系譜を持つ小城鍋島家家臣団の戦闘力を非常に高く評価し、本家家臣であっても彼らに叶わないと述べている。本家当主の直臣である常朝や田代陣基が小城鍋島家の家臣(陪臣)を擁護するこうした考えは、身分格式としての本家と分家の立場が逆転しており、一見、奇妙にも思われる。果たしてこの話の通りその戦闘力が高いのかどうかは分からないが、ここでの主張は、直茂と戦場での辛労をともにし隠居後も引き連れていった「頼み切りの衆」である小城鍋島家の家臣達が「譜代」であるということであり、「譜代」家臣の強調に他ならない。

B 「譜代」家臣

そこで、そもそも鍋島家における「譜代」とは、どれくらいの歴史を遡るものであるのかについて述べておく必要

がある。

鍋島家では、江戸幕府のように関ヶ原の戦い以前と以後による帰属によって譜代と外様とに大別するような身分格式や、織豊系大名や譜代大名に見られるような、当主毎や転封先での登用にに基づき身分格式を区分するような基準はないが、先ほどみた、明暦三年の光茂による「御代始条目」に見られる如く、十七世紀中頃には、すでに「譜代」が意識され始めている。

家臣団の先祖が、いつ「御家」へ帰属したのかについて、それぞれ確実なことを示す史料を持つ家は限られており、その全体像を明らかにすることは容易ではない。そこで、ここでは、藩が家臣団に対して提出を命じた由緒書から見てみることにしたい⁽¹³⁾。【表1】は寛保元(一七四一)年に藩(本家)が戦功改を実施して、家臣団へ由緒書の提出を命じたものである。【表1】中、ほとんどの家臣が竜造寺隆信時代における先祖の戦功を書き上げ提出していることが分かる。つまり、家臣団の多くは、鍋島氏が「御家」の当主となる以前に竜造寺氏へ臣従していたといえる。

常朝の養家であった山本家も、佐賀郡八戸城主八戸氏の分家で隆信代に服属したが、常朝の曾祖父宗暘は元亀元(一五七〇)年、造反して大友氏に与しその時の戦傷がもとで死去した。その子宗春は父の罪により隆信から殺されそうになるが、同人の母慶閨尼のはからいにより助命され、本家筋の八戸光宗の養子となり姓を山本に改めたという⁽¹⁴⁾。また、実家である中野家も杵島郡一帯に勢力を持った武雄後藤氏の一族であったが、山本家同様、隆信の領土拡張時代に臣従している⁽¹⁵⁾。

隆信の子政家代の竜造寺家臣団は、天正十六(一五八八)年の肥後一揆鎮圧や、文禄・慶長両期に渡り大陸へ渡海した朝鮮出兵、関ヶ原などの諸合戦において、実際に戦場へ赴き指揮を取った直茂・勝茂親子とともに出陣しており、「御家」内における鍋島親子の政治的地位の高まりとともに、情義的一体感が熟成されていったものと思われる。その後、慶長十二(一六〇七)年に政家・高房が相次いで死去し、勝茂が同十六年一月十一日付で家臣団に対して知行宛行状を一斉に発給したことにより、鍋島氏が主君であることが名実ともに確定した。

こうして、竜造寺家臣団は、公儀権力から認められた鍋島氏へ忠誠の対象を変えていくのであるが、多くの家臣が隆信代に被官化したものであり、そもそも竜造寺(鍋島)家における「譜代」とは、竜造寺(鍋島)氏と親子代々、主従の契りを結んできたような、家の子・郎党といった性格のものではなく、また長い歴史性を有していた訳ではなかった。特に鍋島氏とは、隆信時代では、多くの家臣の先祖が主従関係にあったのではなく、鍋島氏の本来的な「譜代」家臣とは言い難い。

しかし、近世前中期における鍋島氏では、竜造寺氏との血縁的連続性を強調するところに、その系譜認識の特徴がある。隆信代の合戦も含みながら鍋島氏と竜造寺家臣がともに経験した諸合戦が、のちの家臣にとって「譜代」であることを主張する由来・根拠となるのであり、主君と家臣をもって成立する狭義の意味での「御家」において語られるべき歴史の骨格となっていくのである。

もっとも、隆信以来の「譜代」層が多数を占めた近世鍋島家において、他家の家臣や牢人の召し抱えが無かったわけではない。関ヶ原以前にも、安国寺恵瓊の推薦によって西太郎兵衛が召し抱えられており⁽¹⁶⁾、『葉隠』聞書第六には、勝茂・光茂・綱茂各代において召し抱えられた侍や医者、料理人などの姓名を列記しており、勝茂代二三名、光茂代二八名、綱茂代十九名の取り立てとなっている。これ以外にも、「江戸・京・大坂にて御扶持下され候者別にこれを記す」とある。織豊系大名や譜代大名に比して他家・他国からの召し抱えはあまり多くないが、近世前期の鍋島家において新規に召し抱える上で最も多い契機は、当主の婚姻によって婚家より付き従ってきた者を取り立てるケースである。例えば、慶長十年に勝茂と譜代大名岡部長盛の娘で家康の養女であった高源院が婚姻した際には、肥前へ下ってきた朝倉久左衛門や宮崎利兵衛、遠藤相兵衛、亀田六右衛門が召し抱えられた他⁽¹⁷⁾、幕府旗本伊丹重好と岡部正綱の娘の子である伊丹（岡部）重利も新知を拝領している⁽¹⁸⁾。明暦三年に勝茂が死去した際の追腹をした人数のなかに、元肥後加藤家の家臣加藤主膳の子である鍋島常辰（三百石）がおり⁽¹⁹⁾、また、寛永十七年二月十三日、年寄役の職務に関する「定」では、他国者の登用を禁止していることから⁽²⁰⁾、浪人の仕官が全く無かった訳ではないだろう。ただ鍋島常辰のような新参者登用の事例は、現在、「鍋島文庫」にある家臣団の系図や由緒書を見ても、あまり多くはなかったものと思われる。ただ、佐賀藩の身分格式上、最上位の三家以下、親類・親類同格の次に位置し、家臣団上層部を構成する着座層を見てみると、十八家の内、相良、原田、岩村、坂部、さらに先に述べた岡部などの「新参者」が少なからず見受けられる。先述した如く常朝とほぼ同時代の人であった相良求馬は加判家老にまで出世したが、他にも、原田吉右衛門種文は承応三（一六五四）年、光茂に召し出されて綱茂に付属されて以降、用人や大組頭を経た後、元禄九（一六九六）年、加判家老にまで出世している⁽²¹⁾。また、先述した通り幕府旗本坂部氏の一族であった坂部正久は、母が綱茂の局であった縁から光茂に召し出され物成三百石を賜い綱茂の年寄役を勤めるなど⁽²²⁾、彼らが光茂や綱茂によって取り立てられ登用され、主君の身边に仕えたことは、「新参者」の出世をより印象づけたことであろう。

相良、原田、坂部などの「新参者」が取り立てられた十

七世紀中頃以降は、佐賀藩においても禄高と役職が相応する身分格式が出来上がっていく時期であり、一部の上級家臣以外、基本的に藩政を担うような役職に就くことなど望めない状況にあった。こうしたなか、家老になることを志し挫折した常朝は、「新参者」よりも先に主君・主家と主従関係を持った「譜代」という歴史的関係性が強烈に意識され主張されることになる。

帰り新参などは、さても鈍になりたると見ゆる位がよし。しつかりと落ち着いて動かぬ位があるなり。御譜代の忝さ、有難き御国なることは、気のつくほど御恩が重くなるなり。斯様に行き當りてよりは、浪人などは何げもなきことなり。この主従の契より外には、何もいらぬことなり。

（後略）

（二一六四）

ここでいう「帰り新参」とは、おそらくもともと譜代であったものが浪人をして再度召し抱えられた者を指すものと思われるが、「帰り新参」は、単なる「新参者」ではなく「譜代」の一員であり、常朝は、浪人となっても「譜代」としての「主従の契」りがあると述べる。こうした「帰り新参」の存在は、主君が知行を与え、家臣が軍役や奉公を勤めるといふ、いわゆる御恩と奉公の関係ではなく、家臣側による片務的な主従関係として描かれてるのである。常朝にとっては、それが「譜代」家臣としてあるべき理想的な姿なのであるが、家臣にとって知行は生活していく以上、必要不可欠であり、けっして現実的な在り方ではない。こうした「譜代」の強調は、現在の主従関係を強固にしているようにするための論理であると理解される。

「譜代」層の精神的拠り所とは、今述べた如く、先祖以来、隆信・直茂のもとで戦功を立て奉公を行ってきたという歴史性に基づくものであり、すでに島原の乱も過去の出来事と化し太平の世が継続しているなかで、合戦における功名など望みようもないことからすれば、よけいに祖先の武功が強調される。

直茂公御側に、新参に御懇ろに召し使はれ候者あり。或時古老の衆申し合はせ御前に罷り出で、「今程何某を別けて御懇ろに召し使はるゝと相見え申し候。我々槍突き申し候時分終に相見え申さず。先途の御用に相立ち候儀心得申さず候が、如何様の思召し入にて御懇ろに召し使はれ候や。」と申し上げ候。直茂公聞し召され、「いかにも尤もの存じ分にて候。彼の者先途の御用に立ち申したる者にもなく候へども、我等気に入り、心安く候故、尻をも拭かせ申し候。その方達には斯様の事はあつらへ難く候。槍突き候時は、その方達を頼み申す事に候。」と御意なされ候由

（三一九）

隆信や直茂とともに戦った祖先と系譜的に連続する子孫である「譜代」層こそが、本来、「御家」の中心であるはずなのに新参者が登用されている現状に対して、「武」的要素を強調することで自己と新参者を区別する根拠としたのである。

(3) 鍋島家の「家風」

前節では、鍋島家が地域における伝統の象徴とも言うべき少弐家よりも隆信や直茂を強く意識していたことを明らかにした。しかし、そこで問題となるのは、隆信や直茂以前の歴史に対する認識についてである。このことは、統治者としての正当性をどこに求めるのかということであり、系譜上、どこにその歴史的正当性の根拠を求めたのかということである。この点について、「竜造寺氏鍋嶋氏兩太祖御略伝」（以下「太祖略伝」と略称する）という史料から若干の検討を行ってみたい。

「太祖略伝」は、縦二八・三センチメートル、横二〇・八センチメートル、本文六六丁であり、〈総序〉〈竜造寺氏太祖公略伝〉〈鍋島氏太祖清久公略伝〉〈編主吉野庵主太祖小記〉の四章から成っている。〈竜造寺氏太祖公略伝〉は竜造寺隆信の曾祖父同家兼について、〈鍋島氏太祖清久公略伝〉では直茂の祖父清久について、両人が関わった合戦や少弐家、大内家、肥前の諸豪族それぞれとの関係について書かれている。成立年については〈総序〉に元禄十五年壬午仲春日とある。

編者梁山宗秀（桜花軒）は、佐賀藩士古賀弥兵衛政貫⁽²³⁾と鍋島舍人助茂利娘の間に生まれ、七歳の時に佐賀慶雲院において出家し、のち京都や江戸へ赴き、帰国後は鹿島や佐賀城下今泉宝珠庵へ移り享保十二（一七二七）年六月八日に没した。梁山は、稲葉正則のもとにあって名僧といわれた黄檗宗の僧鉄牛道機と交際を重ねるなど、佐賀における知識人の一人であり、また『葉隠』のなかにも「梁山咄」として登場しており（二一四二）、常朝や陣基とも交流があった。

〈編主吉野庵主太祖小記〉には、梁山の母方の曾祖父となる鍋島新左衛門種巻の一代記を記載していることから、本書が鍋島左太夫家の一族としての立場から叙述されることが分かる。なお、茂利やその子種世を排出した鍋島左太夫家は、「系図」（鍋島家文庫、二一一―九―五九四）によれば清久の長男清正を祖とし、その子房元―種巻と続くものである。なお清久の二男清房を父とするのが直茂である。元和三（一六一七）年、種巻の嫡男茂貞が、寛永五年にその嫡男茂為が相次いで死去しその子貞清も幼少であったため、勝茂の命により茂貞の弟茂利が家督を継いだ⁽²⁴⁾。さらに、先述した小川俊方とは縁戚関係にあり、種

世の孫種良と俊方の娘が元禄七年十二月に婚姻しており、梁山―種世―俊方―宗茂―常朝という人的関係が容易に想定される。

「太祖略伝」は、梁山が書いた五十章の漢詩を同人の詩だと言い当てた君主綱茂に感激し「今個親族們忝知兩太祖舊家風、各體仁慈忠貞而奉仕我大国君」と、親族が家兼・清久時代の家風を知り大国君＝綱茂に忠節を尽くして仕えるためという理由から作られたものであり、一族を対象とするものであった。注目したいのは親族に対して家兼・清久の「家風」を知らしめるためとしていることである。ここでいう「家風」とは何を指すのであろうか。一般的に「家風」とは、「ある家に特有の習慣や掟」⁽²⁵⁾というぐらいの意味であり、本書の内容からしても、ここでいう「家風」とは、梁山が現在まで同一で連続していると認識する家兼・清久時代以来の鍋島家の風俗、およびその在り方の総称と思われるが、具体的に述べておらず極めて漠然としていた言い方である。

しかし、「家風」が全く同一で連続したものでありえないことは、中世と近世における社会構造や上位権力との関係性などからして言うまでもない。

しかし、梁山は「家風」の基礎を築いた家兼、清久両者は、「（家兼の）天質慈悲仁讓志意和雅而兼之智謀武術」や、深い信仰心を持った清久が鍋島家の祖先である経秀が建立した徳善院を崇敬したことで「是當家所興榮之吉祥兆也」であったと述べ、先祖を敬い家の興隆の基礎をなした理想的な君主像として描きだしている。〈竜造寺氏太祖公略伝〉の項では、家兼が死してのち、「一族老臣相曾而克治領邑不換家風專用剛忠公遺命而已矣」と、一族・老臣が「家風」を変えず家兼の「遺命」を維持したことで隆信の時代が到来したと述べており、同人が五州二島の太守と呼ばれるまでに版図を拡大したのは家兼時代にその基礎がつくられたと意識されている。ただし、こうした竜造寺の時代は鍋島氏、とりわけ直茂が政権を掌握した正当性・正統性を導き出すための前提として位置付けられる。すなわち、「十月十八日鍋嶋駿河守清房室産好男子字号彦法師、是乃前加州太守直茂公也、長翼隆信公使公成五州太守、是直茂賢弟之功也」と、隆信が五州の太守となったのは、これを輔弼した直茂の功であるとするのである。また、「太祖略伝」中には、「贊曰、竜氏以仁慈施祥曾孫、且鍋氏以仁慈伝統玄孫、其氏似異其姓一也、況是花溪賢娘公生直茂君則鍋氏是為竜氏嫡女之後通家之称不妄設也」と、清久の死後に高伝寺へ葬られた時の贊をあげて直茂と竜造寺家との血縁的連続性が強調されている⁽²⁶⁾。「家風」は理想的な時代として想定する前代と現在を連続視するための言説と言えるだろう。また、「太祖略伝」のなかで、清久の深い信仰心によって直茂が出現したとする言説がみられたことは先述したが、常朝が

宗茂のために書いた「常朝書置」にも「剛忠様萬部の御志願、利叟様御善根の末日峰様御出現」したので、徳善院、高伝寺といった家兼や清久に関わり信仰のあった寺院を崇敬するように説かれている。なお、「太祖略伝」〈竜造寺氏太祖公略伝〉では、主君に忠節を尽くした鍋島茂利は奉公人の手本であり、「武士は孔子・老子、或は釈迦よりも当然に貴くありかたきは御主君様なりとある人乃申されし尤之儀也、梁山ハ一世沙門之身にして、向事之功もなく犬死乃ことくあるを思ひてせめては御伝記を書して筆をと」つたと記しており、有名な「釈迦も孔子も楠木も信玄も、終に竜造寺・鍋島に被官懸けられ候儀これなく候へば、當家の家風にかなひ申さざる事に候」（『葉隠』夜陰の閑談）と述べた常朝との思想的共通性が分かるのである。

おわりに

本稿では佐賀藩の代表的な思想書『葉隠』と梁山著「太祖略伝」から、十六世紀後半から十七世紀前半における家中の有していた歴史意識について、竜造寺と鍋島に対する家臣側の認識を「譜代」という歴史性ととも述べてきた。

「新儀」藩主や側近達によって行われる現在の佐賀藩政に対する危機意識を持つ常朝は、「国学」=鍋島家の歴史を学ぶことの重要性を説いたのである。そのため「新参」とは異なり長い歴史性に基つきながら主君・主家との主従関係を持つとされる「譜代」家臣の存在意義が強調された。鍋島氏が『寛永諸家系図伝』において竜造寺氏と系図を連続させ、その後の藩主も竜造寺隆信を「御家」の祖として重視した背景には、こうした家臣側の歴史意識も無視できない。政治的経済的社会的共同体としての「御家」の支配秩序を確立し帰属集団として一体性を維持していく上で隆信という祖先は、多くの家臣団の祖先達が同時代に「御家」に帰属していったという共通点を持っており極めて重要な位置にあった。そして、こうした一体感をより強固にしていく言説が「譜代」であり過去を理想化した「家風」であった。それは、藩主による竜造寺氏との系譜的連続性の主張と家臣による竜造寺以来の「譜代」という主張が入り混じりながら、過去という誰もが抵抗しえない権威が、御家の政治秩序を維持する上で家臣団同士や藩主の行動をも規制していき、より強固な言説となっていく。常朝が「譜代」を強調することは、彼が望んでも果たせなかった家老職や藩主側近である年寄役に「新参者」が就任していくなかで自身の正当性の主張であろうが、『葉隠』の根底にあるこの意識は、「譜代」層が多数を占める旧族居付大名鍋島家の家臣団にとっても十分理解出来る意識として存在していたものと思われる。十七世紀後半から十八世紀にかけて身分格式の確立・整備により、側方や上級の家臣以外は、主君と

儀礼上の御目見以外接する機会が減少するなか、主君は近くて遠い存在になりつつあった。しかし、先祖がともに諸合戦をともした歴史は、現在の「御家」の精神的基礎として主君・家臣が共有するものであり、過去がより情義的の一体感を熟成する装置として機能したのであろう。過去が両者を結びつけていたといえる。幕末期、西洋文化を積極的に摂取した当主直正（閑叟）でさえも、万延元（一八六〇）年九月、初めて出府する嫡子直大に対して「日峯様御咄九ヶ条」（「日峯様御咄二十一ヶ条」）と「泰盛院様御聞書写」を渡した上で「当家の義は、諸家ニ不相双格別之家風ニ付、出府之上は古風押立候様可心懸候」⁽²⁷⁾と、他家とは異なる鍋島家の「古風」という歴史性を重視する立場を示しており、そこには「隆信様・日峯様御出現、御威力にて、御家御長久、今の世迄無双の御家にて候（中略）釈迦も、楠も、信玄も、終に竜造寺・鍋島に被官被懸候儀無之候へば、當家の風儀に叶ひ不申事に候」（夜陰の閑談）と述べた常朝と共通する認識を示しており、「御家」にとって祖先=歴史が極めて重要な位置を占めるのである。

註

- (1) 拙稿「先祖の戦功をめぐる『御家』内の動向について—佐賀鍋島家の系譜認識と戦功書の成立・作成状況—」を別に予定している。
- (2) 宮島敬一「『葉隠』をめぐる—『葉隠』の時代と読まれ方—」（『新郷土』新郷土刊行協会、一九九一年）。
- (3) 家臣の「譜代」意識に関しては、高野信治「近世大名家臣団と領主制」（吉川弘文館、一九九七年）第二章『葉隠』思想の形成と構想や、幕府内における酒井家の「譜代」意識を分析した福留真紀「酒井忠孝の『譜代』意識—綱吉政権における家格をめぐる動向から—」（『ぐんま史料研究』群馬県立文書館十九号、二〇〇二年）がある。
- (4) 「鍋島文庫」（鍋島報效会蔵、佐賀県立図書館寄託所蔵。以下「鍋」と略称する）。
- (5) 小池喜明氏によれば、常朝が家老になるべく決意した背景には相良の存在があり、彼に対する常朝の感情には愛憎なかばするアンビヴァレントなものがあったという（『葉隠—武士と「奉公」』講談社学術文庫、一九九九年）二〇一頁～二〇二頁）。
- (6) 小池前掲書二二四頁～二二九頁。ただし、常朝の述べる「譜代」が、かつて鍋島氏と歴史的に主従関係を有してきた家臣でないことは後述する如くであり、本稿は、こうした言葉が如何なる背景から生み出されたものであるかを明らかにしようとするものである。
- (7) 小池前掲書二一四頁。
- (8) 小池前掲書二二六頁。
- (9) 『佐賀県史料集成』八巻「多久家文書」二七一号。
- (10) 『佐賀県史料集成』八巻「多久家文書」二七七号。
- (11) 『佐賀県史料集成』十五巻「白石鍋島家文書」十九号。
- (12) 『佐賀県史料集成』十三巻「坊所鍋島家文書」七八四号。
- (13) これらの史料については、当然、後世において編纂されたため、全てが事実であるわけではないだろうが、由緒書の持つ性格、すなわち、先祖と主君との関係を子孫がどのように認識していたのか、という点において有効な分析材料になるものと考ええる。
- (14) 「山本神右衛門常朝年譜」（『鍋』）。
- (15) 「中野神右衛門清明年譜」（『鍋』）。

- (16) 『佐賀県史料集成』十五卷「小川家文書」一号・二号。
 (17) 『佐賀県近世史料』第一編第三卷「勝茂公譜考補」三乾、二四九頁。
 (18) 「系図」(「鍋」211-9)。重利はのちに岡部姓に改めている。
 (19) 『佐賀県近世史料』第一編第二卷「勝茂公譜考補」八一二頁。
 (20) 『佐賀県史料集成』二十四卷「五番御掛硯誓詞書写」一〇一
 号。
 (21) 「系図」(「鍋」211-9)。
 (22) 同右史料。
 (23) 知行五一石二斗五升、物成二一石五斗(「泰盛院様御印帳」
 「鍋」)。
 (24) 貞清は寛永十九年に別家となり、新知百四十石五斗を拝領し
 ている(「系図」鍋島新左衛門「鍋」211-42)。
 (25) 『日本国語大事典』(小学館)「家風」の項。

- (26) 続けて「比賛語きわめて大事也、両御代をことことくいひの
 へて大事之大事也」と別筆で書き添えられている。
 (27) 『佐賀県近世史料』第一編第十一卷「直正公御年譜地取」八
 六二頁。

【表1】家臣団の臣従時期

	隆信 以前	隆信 代	直茂 代	朝鮮 出兵	関ヶ原	勝茂 代	島原 の乱	光茂以降、 不明
件数	13	58	8	9	5	4	23	10

『佐賀県史料集成』二十九卷「佐賀藩諸家差出戦功書」より作成

— The Sense of “Fudai” (hereditary vassal) ” and “Kafu” (family tradition) of Oie in “Hagakure” —

Noguchi Tomotaka

In this article, a study was made of the historical perspective of the Nabeshima family based on two books- “Hagakure”, which is well-known for preaching Bushido, the warrior code, and “Taiso Ryakuden”.

Nabeshima was a feudal lord who took over from his Shuke (employer), Ryuzoji, at the beginning of the Modern Ages. Since then, how Nabeshima was perceived by retainers is a problem of legitimacy for the purpose of governing their retainers.

“Hagakure” emphasizes the “Fudai”, which proves the historicity between one retainer and his Shukun or Shuke (lord or employer). In addition, it describes the “Kafu” (family tradition) ” which was idealized in the age of Ryuzoji and Nabeshima and in fact all the way from the Middle Ages to the beginning of the Modern Ages. It legitimates the capacity of its editor, Jouchou Yamamoto, who could not fulfill his dream to take charge of the chief retainer when the “Shinzanmono” (newcomers), who had no history at Han (domain) advanced their career. Thus the continuity between Ryuzoji and Nabeshima families is based on genealogy because it was deemed necessary for the “Fudai-dominated” retainers